四　一号形試験片を室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後、質量を測定し、当該試験片を百度プラスマイナス二度とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷した後、再び質量を測定した場合に、次の式で求めた減量が、二パーセント以下であること。

$$減量（\%）=\frac{W_1-W_2}{W_1}\times 100$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

W_1　加熱前の質量（単位　グラム）

W_2　加熱後の質量（単位　グラム）

（内張り）

第八条　平ホースの内張りは、次の各号に適合するものでなければならない。

一　ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二　ジャケットとの密着の強さは、ジャケットのたて糸及びよこ糸の各方向について、ＪＩＳ　Ｋ　六二五六―一の布とのはく離強さ（試験片の長さは、百ミリメートル以上とする。ただし、百ミリメートルに満たないよこ糸方向のものにあっては、円周の長さとすることができる。）を測定した場合に、ＪＩＳ　Ｋ　六二七四に基づき解析されたピークの最小値が三十ニュートン以上であること。

三　表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が少ないものであること。

（被覆及び塗装）

第九条　平ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2　平ホースの被覆は、前条第二号の規定に適合するものでなければならない。

（長さ）

第十条　平ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、はしご付消防自動車、屈折はしご付消防自動車又は船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

（質量）

第十一条　平ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量（単位　グラム毎メートル）以下のものでなければならない。ただし、ダブルジャケット又は被覆のあるものにあっては、使用上支障のないものであれば、この限りでない。

使用圧 ＼ 呼称	百五十	百二十五	百	九十	七十五	六十五	五十	四十	三十	二十五
二・〇			千六百四十	千二百八十	九百四十	六百五十	四百七十	三百五十		
一・六	三千八百	二千五百	千五百二十	千百九十	八百八十	六百二十	四百五十	三百四十		
一・三	三千四百	二千二百	千三百五十	千六十	七百八十	五百五十	四百	三百		
〇・九	三千百	二千				五百	三百七十	二百八十	二百三十	百九十
〇・七							三百七十	二百八十	二百三十	百九十

（耐圧試験）

第十二条　平ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧 ＼ ホースの状態	まっすぐにした状態（単位　メガパスカル）	折り曲げた状態（単位　メガパスカル）
二・〇	四・〇	二・八
一・六	三・二	二・二
一・三	二・五	一・八
〇・九	一・八	一・三
〇・七	一・五	一・〇

（破断試験）

第十三条　平ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

（伸び）

第十四条　平ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

（よじれ）

第十五条　平ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度（単位　度毎メートル）以下でなければならない。

使用圧 ＼ 呼称	百五十	百二十五	百	九十	七十五	六十五	五十	四十	三十	二十五
二・〇			八十	百	百二十	百四十	百六十	二百		
一・六	六十	六十	六十	八十	百	百二十	百四十	百八十		
一・三	四十	四十	四十	六十	八十	百	百二十	百六十		
〇・九	四十	四十				八十	九十	百二十	百六十	二百
〇・七						八十	九十	百二十	百六十	二百

（ゆがみ）

第十六条　平ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみ（ホース中心線及びゆがみ部分の中心線との距離の最大値をいう。以下同じ。）が、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、使用圧一・六以上のものにあっては七百五十ミリメートル以下、使用圧一・三以下のものにあっては六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

（耐摩耗性）

第十七条　平ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十回
一・六	五十回